

太田市八木節連合会事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、八木節を後世に継承し、及び八木節を通して太田市を広くPRし、もって観光客を誘致することを目的に太田市八木節連合会（以下「連合会」という。）が実施する太田市八木節連合会事業（以下「事業」という。）に要する経費の一部に対し太田市八木節連合会事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、太田市補助金等に関する規則（平成17年太田市規則第76号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助金の対象経費)

第2条 補助金の対象となる経費（以下「対象経費」という。）は、補助対象事業に要する経費のうち、事業費、会議費、専門部費、備品購入費及び事務費とする。

(補助金の額)

第3条 補助金の額は、対象経費の2分の1以内の額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。

(書類の整備等)

第4条 補助金の交付を受けた連合会は、事業に係る収入及び支出についての証拠書類を整備し、当該事業の完了の日の属する会計年度の翌会計年度から5年間保管しておかなければならない。

(その他)

第5条 この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和6年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱の失効の際、現に補助金の交付を受けた連合会については、第4条の規定は、なおその効力を有する。

附 則

この要綱は、平成24年3月31日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年3月31日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年3月31日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年3月31日から施行する。